

# 『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）

—出喪以降—

成河峰雄

## 前書き

本研究は『禪苑清規』尊宿遷化について取り扱うものである。紙幅の関係で、葬前と出喪以降との二部に分けて発表する。葬前は花園大学の『禪學研究』第六十八号、出喪以降は当紀要に収載することにした。本論ともいうべき第三節「『禪苑清規』喪葬儀礼の特色」に入る以前の叙述はいすれにも必要なものがあるので、敢えて重複して述べることにした。

『禪苑清規』が成立するまでに、仏教側としては  
1 根本説一切有部律を中国に伝えた義淨の訳による『無常經』（七〇一年訳）を葬儀の時に読誦する習慣が既に中国にあつたと見られる事（岡部和雄教授「『無常經』と『臨終方訣』」。平川彰博士『古稀記念論集』『佛教思想の諸問題』所収）

周知の如く、唐代の百丈懷海（七四九一八一四）が禪門で最初に清規を作ったと見られるが、それは現存しない。その面

『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

2 『無常經』附載の『臨終方訣』に、臨終の時だけでなく、喪葬の時の事も記述され、出家在家両用となつてい

『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

る事（岡部和雄教授右論文）

3 円仁の弟子僧暁が唐・会昌三年（八四三）七月二十五日、長安・資聖寺で亡じ、二七日、同寺瓦窯の北角に殯葬する。二九日に覆墓が行われ、送殯の人は僧俗共十余人で、墓の前で僧七名に請して称名十念祝願させた（円仁『入唐求法巡礼記』卷第四）。E・O・ライシャワー著。

田村完誓訳『円仁 唐代中国への旅』（一九八四年。原書房）一七二頁参照。

4 『禪苑清規』より八三年ほど以前の『釀氏要覽』（一〇一〇年刊）に葬儀の事が記述されるようになっている事

5 投子義青（一〇三二—一〇八三）が亡僧の為に下火して

いる事（宇井伯寿博士『第二禪宗史研究』四一六頁。同博士『西域仏典の研究』四〇一頁）

など様々な要素があつたと思われる。しかしながら、右諸項に見たようなことがどうして起つたのか、右諸項を経て

『禪苑清規』に至るのにいかなる力が働いたか、ということを考える時、禪林喪葬は中國古来の喪葬儀礼を無視してはいがほども理解ができないのではないか。こうした観点に立て、右諸項に見たような事を念頭に入れつつ、中國古来の

喪葬を伝える『儀礼』、唐代以降の治者階級で用いられた玄宗代の『開元礼』（七三二年頒行）との比較を通じて、『禪苑清規』の喪葬を研究することを本稿の目的とする。

使用するテキストとして、『禪苑清規』は諸本対校の

鏡島元隆・佐藤達玄・小坂機融編著『訳註禪苑清規』。曹洞宗宗務庁発行。昭和四七年。

を用いる。

『大唐開元礼』は

洪汝奎（一七八六）によって「洪氏唐石經館叢書」の一つとして一八八六年出版されたものの、東京大学東洋文化研究所所蔵本を影印した、古典研究会編集『大唐開元礼』。汲古書院、昭和五六年第二刷発行。

を用いた。

なお、本論は『禪苑清規』の喪葬の内、「尊宿遷化」を取り扱うこととし、もう一方の「亡僧」は別稿を当てることした。

また、この方面の先覚者である松浦秀光師の『禪家の葬法と追善供養の研究』（昭和四四年。山喜房仏書林）、『尊宿葬法の研究』（昭和六〇年。山喜房仏書林）の両書にも目を注ぎながら進めていきたいと考える。

## 第一節 『禪苑清規』尊宿遷化の喪葬儀礼の概略

先ず『禪苑清規』尊宿遷化の喪葬の次第を概略して見よう。但し、「尊宿遷化」の最後にある、乳薬、新住持に入院要請などの問題はここでは取り扱わない。

### 〔第一日（遺骸の場所 方丈）〕

- ① 坐化後、香花供養。
- ② 遺誠の偈頌を貼る。
- ③ 喪主招請。
- ④ 各方面に通知する。
- ⑤ 喪葬の各部署の責任者を決め、書簡を出す。

### 〔第三日〕

- ① 入龕（遺骸の場所 方丈）。この時、法語のある仏事を行う。
- ② 龕を法堂西間に置く。東間に故人が日常用いた道具類を並べ、法座上に真を掛ける。法堂は素幕を用い、供養の物を道場内の真前に鋪べ法事を行なう。小師は龕幃の後、素幕の下で孝服を着て龕を守る。（遺骸の場所 法堂）

### 『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

③ 法堂で準備が終了すると、喪主以下、真に礼拝し、その後、知事・頭首・大衆は喪主と相見。さらに、喪主以下、孝子を慰める。（遺骸の場所 法堂）

④ 叢林外の人の孝子弔問の法。（遺骸の場所 法堂）

### 〔送葬当日〕

- ① 一大斎
- ② 時が至ったならば、挙龕仏事を行う。（法語あり）
- ③ 大龕・真亭・香亭・花・幡などを運ぶ。
- ④ 葬列の次第
- ⑤ 茶毘所（塔所）到着

#### a 火葬の場合

下火仏事（後の清規では秉炬仏事という）を行う（法語あり）。最後に亡僧の時の如く、十念を行う。

#### b 入塔の場合（土葬の場合）

下龕仏事を行う（法語あり）。さらに、撒土仏事を行う。最後に亡僧の時の如く、十念を行う。

#### c 葬儀後、念佛錢を散ける。

- ⑥ 帰院
- a 帰院し、寢堂で掛真仏事を行う。（法語あり）

b 寝堂を準備し、喪主以下、真に礼拝し、孝子を慰め、散会する。

〔葬儀以降、住持入院まで〕

① 知事・頭首・孝子等は朝晩、真前に焼香し、斎粥二時供養する。

② 新住持入院を待つて、或いは日数が多くあれば住持がいなくとも、真を寝堂から真堂に移動する。

第二節 『儀礼』喪葬儀礼の次第

南宋代朱熹（一一三〇—一二〇〇）の弟子黃幹の『儀礼經伝通解続』は『儀礼』を内容で細分し、その各々に題名を与え、且つ、各々の経文と同類の内容をもつ後出の「記」をその経文の直後にもつてきた。胡培翬『儀礼正義』は「記」の位置は元の『儀礼』の位置に復し、細分をいくらか手直した。

池田末利博士訳註『儀礼IV』は『儀礼』の内、士喪礼、既夕礼、士虞礼の三篇を取り扱うが、細分は全面的に胡培翬『儀礼正義』によりつつ、「記」を経文の直後にもつてくるという黃幹『經傳通解續』の方法を採用されている。そこで、最も理解に便と思われる池田末利博士訳註『儀礼IV』の示す項

目を士喪礼、既夕礼の二篇について上げておく。士虞礼についてはその末尾の記に虞祭以後の事を記しており、直接次節の概略に纏める事にする。各項目名の訳は池田末利博士の訳文そのままに従つた。

〔士喪礼〕

〔一、第一日〕

(1) 始死・復（死の当初と復の礼）

士が「適寢」に死亡すると、先ず復（死者の魂魄を呼び戻す礼）を行う。

(2) 楔歎・綴足・奠・帷堂（歎を楔え、足を綴り、奠（そなえもの）をし、堂に帷を下す）

死者に楔歎・綴足・奠し、帷堂する。

(3) 使人赴君（人を遣つて君に死亡を通知させる）『儀礼正義』は「使者赴君」とする。

(4) 戸在室主人以下の哭位（戸が室に在る時の主人以下の哭する位置）

(5) 君使人弔縗（君が人を遣つて弔問させまた衣服を遺らせる）

(6) 親者・庶兄弟・朋友榦（親しい者・庶兄弟・朋友が衣を遺る）

(7) 為銘（銘を為くる）

(8) 沐浴・飯含之具陳於階下者（沐浴・飯含の道具で階下に陳べるもの）

(9) 襲事所用衣物陳于房中者（襲に用いる衣物や道具を房の中に陳べる）

(10) 沐浴飯含之具陳於序下者（沐浴・飯含の道具を序の下に陳べるもの）

(11) 沐浴（屍の沐浴）

(12) 飯含（屍の口の中に米と貝とを入れる）

(13) 襲（屍に衣服を着せる）

(14) 設重（重を設ける）

### 〔二、第二日〕

(15) 陳小斂衣（小斂の衣などを陳べる）

(16) 餅小斂奠及設東方之盥（小斂のそなえものを餅もちべ東の方にあら盥すのこを設ける）

(17) 陳小斂絆帶（小斂に用いる絆と帶とを陳べる）

(18) 陳牀第・夷衾及西法之盥（牀の第や屍を覆う衾と西方

の盥とを陳べる）

(19) 陳鼎実（鼎に実たすものを陳べる）

(20) 小斂遷戸及主人主婦祖・髻髮・免・髽・襲絆（小斂して戸を遷しました人が祖はだね・髻く・髮はん・免めんをつける婦人が髽かみつり主人が衣を着て絆をつける）

(21) 小斂奠及代哭（小斂の奠を設け、交替で哭する）

(22) 小斂後致榦之儀（小斂後の榦の儀式）

(23) 小斂之夜設燎（小斂を行った日の夜燎かがりびを設ける）

### 〔三、第三日〕

(24) 陳大斂衣奠及殯具（大斂の衣と奠及び殯の器具を陳べる）

(25) 徹小奠（小斂の奠を徹去する）

(26) 大斂（大斂を行う）

(27) 殯（殯を行う）

(28) 大斂奠（大斂の奠を設ける）

(29) 大斂畢送賓送兄弟及出就次之儀（大斂がすんで賓・兄弟を送り、出て葬居に就く儀節）

(30) 君臨視大斂之儀（君が大斂に臨み視る儀節）

〔四、第四日〕

(31) 成服（喪服を完全に調える）

〔五、第四日以降、葬前まで〕

(32) 朝夕哭奠（朝と夕との哭および奠）

(33) 朔月奠及薦新（朔月奠及び新物の薦進）

〔六、葬前〕

(34) 篴宅兆（葬所を筮う）

(35) 視樽視器（樽を視また明器を見る）

(36) ト葬日（葬る日をトう）

〔二、葬前日〕

(7) 陳器與葬具（明器と葬具とを陳べる）

(8) 還柩車設祖奠（柩車を還して祖の奠を設ける）

(9) 国君贈礼（国君が車馬を贈る礼）

(10) 賀賜奠賄贈及代哭為燎之事（賓が賜・奠・賄・贈を行い、また代哭する哭し燎を設けること）

〔三、葬日〕

(11) 葬日陳大遣奠（葬る日に大遣奠を陳べる）

(12) 将葬出車・馬・苞・器・以次先行郷壙（これから葬ろうとして重がまず門を出ついで車・馬・苞・器が順次に先行して壙に向かう）

(13) 讀贈読遣（贈を読みまた遣を読む）

(14) 枢車発行及君使贈之儀（柩車が出かけること及び君がこれに贈の礼を行わせること）

(15) 積柩藏器葬事畢（柩を壙に下し明器を藏めて葬事が終る。启殯と同日）

(6) 將祖時先載柩飾柩車（祖の礼を行わんとする時に先ず柩を載せて柩車を飾る。启殯と同日）

る。启殯と同日）

了する)

(16) 反哭於廟於殯宮出就次 於是將擧初虞之奠矣（廟と殯宮とに反り哭し 門を出て喪の次に就く それから初虞の奠を行おうとするのである）

#### 〔四、葬後〕

(17) 略言葬後儀節及祭名（葬後の儀節 祭名とを豫め略言しておく）

次に『儀礼』の喪葬儀礼について、鄭玄注、賈公彥疏、黃幹『儀禮經傳通解統』、胡培翬『儀禮正義』、江永『禮書綱目』、池田末利博士訳注『儀禮IV』などによりながら、張惠言の『儀禮圖』及び池田末利博士訳註『儀禮IV』別冊図を参考にして概略を纏めてみよう。詳細な論考は紙幅の関係上、本稿では省略する。

#### 〔第一日（遺骸の場所 適寝の室）〕

- ① 始死・復・楔歎・綴足・奠・帷堂・為銘・沐浴・飯含（遺骸の場所 適室中の含牀）
- ② 襲・設重（遺骸の場所 適室中の襲牀）

『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

#### 〔第二日〕

〔第三日〕

##### ① 大斂（遺骸の場所 堂上）

堂上の阼階（東階）から上がった所（両楹の南）に席を布き、牀第から戸を遷して大斂する。

##### ② 殯（遺骸の場所 堂上）

堂上で西階から上がった所の肆中に置いた棺に戸を斂する。肆は士喪礼（24）の「掘肆見枉」の鄭注に「肆、埋棺之坎者也」とある。大斂の日（第三日）の朝、西階上で坎を掘つておき、棺を入れ、殯の時、この坎に戸を入れるのである。

#### 〔始死後、第三月、葬前〕

- ① 啓殯（遺骸の場所 堂上）  
棺を坎中から出す。

- ① 小斂（遺骸の場所 適室中の戸内）
- ② 小斂の後、堂の両楹の間の牀第上に遷す（遺骸の場所 堂上）

② 遷柩朝祖（遺骸の場所 堂上→祖廟）

棺を適寝から祖廟に遷す。啓殯と同日。

③ 祖（遺骸の場所 庭）

日傾く時、棺を祖廟から柩車に載せる。  
啓殯と同日

〔始死後、第三月、葬日〕

葬（遺骸の場所 墓所の壙）

① 反哭（孝子などの場所 祖廟）

② 初虞（孝子などの場所 殯宮）

③ 殯宮とは適寝のことである。

#### 〔葬後〕

再虞・三虞（孝子などの場所 殯宮）

① 卒哭（孝子などの場所 殯宮）

② 褒（孝子などの場所 祖廟）

③ 卒哭の翌日に行う。

④ 小祥（一年）

⑤ 大祥（小祥より一年）

⑥ 禅（大祥より月を隔てる）

### 第三節 『大唐開元礼』の喪葬儀礼

『大唐開元礼』は先の貞觀・顯慶の両礼を折衷して、唐・玄宗朝の開元二〇年（七三二）集賢院学士蕭嵩の許で完成し、同年九月所司に行用すべく頒たれたもので、以後国家に盛挙あれば是の書に即いて行うこととなつた。この書の影響は後代に及ぶ。貞元二年（七八六）には開元礼挙が設けられ、及第したものには大常寺・国子監などの官に任じた。宋朝になつても『太常因革礼』『政和五礼新儀』に『開元礼』の影響を見出す事ができる（池田温氏「大唐開元礼解説」）。前述汲古書院版『大唐開元礼』収載）。『禪苑清規』の時代にもその影響を受けていたのであり、『開元礼』を無視した研究は未だ十分のものとはいえない。

『開元礼』はいわば、國家の礼制である。貞觀・顯慶の両礼の折衷によって製作せられたが、この両礼も魏晉の礼制研究の産物である。更に、魏晉の礼研究は漢代の五經の一たる『礼』（＝『儀礼』）を中心とし、『大小戴記』・『周官』（＝『周禮』）を含めての、当代に即した展開ともいえるのである（藤川正数氏『魏晉時代喪服礼の研究』）。従つて、『開元礼』の根幹は『儀礼』なのである。それ故に、喪葬儀礼において

てもこのことがいえると思われる。

以上の観点から、『開元礼』における喪葬儀礼を眺めて見ることにする。『開元礼』は序例の上中下に統いて、吉礼・賓礼・軍礼・嘉礼・凶礼の五礼の順序に叙述されている。喪葬はこのうち、凶礼に配される。凶礼のうち、卷一三八より一四一の四卷は三品以上、卷一四二より一四五の四卷は四品・五品、卷一四六より一四九の四卷は六品以下の喪葬儀礼を取り扱う。この三種の喪葬儀礼を比較して見ると、ほとんど差異はない。その身分上の相違から、弔問者が相違する程度である。それ故ここでは三品以上について見てみる事にする。各儀礼には題目が施されているので、次にそれを順に記す。(番号は筆者が附したものである)

1	初終	2	復	3	設牀	4	奠	5	沐浴	6	襲
7	含	8	赴闕	9	勅使弔	10	銘	11	重		
12	陳小斂衣	13	奠	14	小斂	15	斂髮	16	奠		
17	陳大斂衣	18	奠	19	大斂	20	奠	21	廬次		
22	成服	23	朝夕哭奠	24	賓弔 <small>親故</small>	25	親故哭				
26	刺史哭 <small>同縣令</small>	27	刺史遣使弔	28	親故遣使致賻						
29	殷奠	30	ト宅兆	31	ト葬日	32	啓殯	33	贈謚		
34	親賓致奠										

〔将葬〕											
35	陳車位	36	陳器用	37	進引	38	引轎				
39	輶在庭位	40	祖奠	41	輶出升車	42	遺奠				
43	遺車	44	器行序	45	諸孝從柩車序						
46	郭門外親賓帰	47	諸孝乘車	48	宿止						
49	宿處哭位	50	行次奠	51	親賓致賜						
52	塋次	53	到墓	54	陳明器	55	下柩哭序				
56	入墓	57	墓中置器序	58	掩壙	59	祭后土				
60	反哭	61	虞祭								
66	祔廟										
62	卒哭祭	63	小祥祭	64	大祥祭	65	禫祭				
66	卒哭祭以後	(本文、題がないので、筆者補う)									
77	72	67	ト宅	68	啓請	69					
78	升柩車	73	斂	74	開墳	70	拳柩	71	奠		
79	哭柩車位	設遣奠	75	奠	設靈筵	76	進引				
80	輪車發										

81 宿止 82 到墓 83 虞祭

以上の次第を見ると、『儀礼』と大きな違いはないということができる。ただ、『儀礼』にないものとして、「改葬」がある。相違点として、気付いた事を述べるならば、

① 『儀礼』が、奠、銘、沐浴、飯含、襲、重の順であるに対し、『開元礼』は奠、沐浴、襲、含、銘、重の順である。

② 項目名として、「殯」を立てない。これは、後「啓殯」があるので判かるように、殯を行わないのではなく、「大斂」の項に含めたのである。

③ 『儀礼』には、「祖」に先立つて、「既夕礼」<sup>4</sup>、「遷柩」朝祖、即ち、柩を適寝から祖廟に移し朝するのであるが、『開元礼』は適寝から、祖廟を経ず、直接、輦車が「庭」に行く「輦在庭位」があつて「祖奠」となる。

④ 『儀礼』では「祔」は卒哭の翌日にあるが、『開元礼』は「大祥祭」、「禪祭」（大祥祭の一月後）の後に位置付けている。

期日について、『開元礼』では、小斂は<sup>12</sup>「陳小斂衣」に「小斂之礼、喪之明日」と明言され、始死の翌日であることが知られる。大斂は<sup>17</sup>「陳大斂衣」に「大斂之礼、以小斂之明

日」とあり、小斂の翌日である。成服は「三日成服  
皆除去死日数」とあり、大斂の翌日である。葬日については明文がない。虞祭については、「虞祭」の項に「柩既入壙、國官若僚佐之長、與祝先帰修虞事」とあり、初虞は葬日に行われる。再虞・三虞の名も見えるが期日は明かさない。卒哭祭も期日を明かさない。小祥祭、大祥祭、禪祭については「卒哭祭」の最後に「周而大祥」、「小祥祭」の最後に「又周而大祥祭」、「大祥祭」の最後に「間月而禪」とあり、それぞれ、一年（十三月）、二年（二十五月）、二十七月であることが判る。魏・王肅が禪を大祥と同月の解釈をしたこともあるが（『魏晉時代喪服礼の研究』）、『開元礼』は漢代の解釈と同じ立場に立っている。以上の考察から、『開元礼』の喪葬儀礼は大略、次のようになる。

#### 〔第一日〕

- ① 初終（適室中の牀→廃牀して地に寝かす）
  - ② 復（適室中の地）
  - ③ 設牀（地→適室中の牀）
  - ④ 楔歎・綴足・奠・沐浴・襲・含・銘・重（適室中の牀）
- 沐浴より設重までは同時に行うようにと記している。

〔第二日〕

⑥ 謚祭 ⑦ 耐廟

- ① 小斂（適室中の牀→適室中の衽）

- ② 敗髮（適室中の衽→適寝中の堂上両楹の間の牀）

〔第三日〕

- ① 大斂・殯（適寝中の堂上両楹の間の牀→席→西階上の殯

（殯中の棺）

堂上の席については明文がないが、『儀礼』と同じく、  
大斂衣は三十称にも及ぶので、牀上では大斂はできないと  
思われ、席を使用すると考えられる。

〔葬前日〕

- ① 啓殯 ② 祖奠

- 〔葬日〕
- ① 入墓 ② 掩壙 ③ 反哭 ④ 虞祭

送葬之儀、合儀大龜結飾臨時并真亭・香亭・法事花幡。  
現代語訳

送葬するときの儀は大龜一結飾けは時に臨み（故住持の  
豊儉などにより結けたり結けなかつたりする）—并びに  
真亭・香亭・法事の花幡を儀（II形を整え、見た目に善  
くする）しなければならない。

〔葬日以後〕

「真亭香亭法事花幡」の訓み方

- ① 再虞 ② 三虞 ③ 卒哭祭 ④ 小祥祭 ⑤ 大祥祭

『禪苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

〔改葬〕

第四節 『禪苑清規』尊宿遷化の本文研究

—出喪以降—

〔送葬当日〕

一 送葬の儀

本注文

送葬之儀、合儀大龜結飾臨時并真亭・香亭・法事花幡。

現代語訳

『訳註禪苑清規』は「真亭・香亭・法事・花幡」と切る。宝永版は「真亭・香亭の法事・花幡」と切る。『校定清規』で喪葬儀礼を述べる「当代住持涅槃」の同一時点を叙述する箇所は「送葬之礼、應須合宜大龕結飾并真亭・香亭法事幡花」とあり、『禪苑清規』とほぼ同じである。『備用清規』「出喪挂真奠茶湯」は「知事喪司調喪儀香亭・真亭・幢幡・唄樂、裝習十大弟子列龕左右。龕前、傘・椅・書・籠・湯・爐・挑燈・竹籃・主大・払子・香合・法衣」とあり、「喪儀」という語があり、これが「香亭・真亭・幢幡・唄樂…」の前にあるのみで、「法事」という語はない。また、運搬する持ち物の種類が大幅に多くなる。『敕脩百丈清規』卷第三「出喪掛真奠茶湯」では「庫司・喪司相関喪儀香亭・真亭・幢幡・唄樂、龕前・傘・椅・湯・爐・挑燈・竹籃・主大・払子・香合・法衣等物」とあって、この文は明らかに『備用清規』を踏まえたものであることが知られる。いずれにしても『備用清規』『敕脩百丈清規』では「喪儀」という語はあっても、「法事」という語はない。葬儀に係わる器物が『校定清規』（一二七四）から『備用清規』（一三一一）にかけて、実際にどのように大幅に増大したのか、或いは『校定清規』の段階ですでに『備用清規』の記述のように存在していたが、文章と

しては『禪苑清規』の文をほとんど踏襲するということであつたのか。この問題に深入りすることはさけよう。今、ここで考えられることは『備用清規』は「法事」を「喪儀」と理解したのではないか、ということである。すなわち、「法事」とは具体的な葬儀に必要な什具を指すのではなく、「葬儀に用いる」という意味なのではないかということである。『備用清規』と同様の観点に立てば、この『禪苑清規』の「法事花幡」は「法事に用いる花幡」と解される。

(注) 『訳註禪苑清規』はこの文を前項目の最後にもつてくるが、筆者は意味の上から「送葬」の初めにもつて来るべきと考えた。

### 葬儀の日はいつか

いつ葬儀を行ふかについては一切触れていない。ということはその時々の叢林の事情によるということであろう。当時、遷化からどの程度で行われたかということは他の資料によつて調査する以外にない。

ちなみに、『儀礼』の場合を見てみよう。「土喪礼」<sup>36</sup>「ト葬日」において、葬日をトして決定する。しかし、死去してからの間隔については語っていない。谷田孝之博士『中国古

代喪服の基礎的研究(四〇—四三頁)によれば、『礼記』「王制」・『荀子』「礼論」・『左伝』隱公「元年」の記事が一致して、天子・諸侯・大夫の殯日・葬月それぞれ七・五・三であり、士庶人は二という説と三とする説とに分かれる。喪服の最低限が総麻三月であるから、葬月は三月を以て最下限とするのが本来であるべきである。三月とは満三月ではなく、第

三月に及ぶ事である。『礼記』「曲礼上」の「凡ト筮日」(成河注日とは葬日のこと)・喪事先遠日」、「ト筮不過三」から

葬月の前月の下旬に来月の下旬をトし、不吉ならば中旬、ま

た不吉ならば上旬をトする。これによれば、最高九十日近く、最低三十日近くなる訳である。『荀子』「礼論」に士礼の場合として、「故殯不過七十日、速不損五十日」とあるから、これによれば、五十日から七十日の間となる。

『開元礼』では葬日について述べていない。

禪門において、燈史類を見ても明白な記述に遭遇しない。ただ、多くの場合法堂に龕を安置しており、それほどの間隔を置かなかつたと考えられる。

大龕・真亭・香亭・花・幡などを運ぶ

『儀礼』でこれに相当するのは既夕礼<sup>12</sup>「將葬出車・馬・

『禪苑清規』尊宿遷化の研究(二)(成河)

苞・器、以次先行郷壙」、14「柩車發行及君使贈之儀」である。『開元礼』では44「器行序」がこれに当る。

### 大龕

『儀礼』『開元礼』では柩車(輶車)に当る。

### 真亭

真亭について、無著道忠『禪林象器箋』「真亭」の項に「忠曰。真亭製。四柱四字。其形如亭。四傍皆張薄紗。透視玲瓏。前擔扁真亭兩字。而影前安牌。或真影有贊辭。自書名則不復用牌。喪赴化壇時、此器在龕前扛而進發。」とある。無著は何をもとにこれを記述したのか明記していない。ここでいう真亭は前に法堂で掛真した真であろう。右、無著の説くところによれば、真を納める物が亭の形をしており、その前に真亭の両字を扁する。問題は真影の前に位牌を置くか、或いは真影に贊辞が書かれてあって、故人が生前に自らその名を書してあれば、その上さらに、位牌を置かない、という箇所である。しかし、『禪苑清規』の場合必ずしもそのようであるとは言

えない。位牌については『禪苑清規』尊宿遷化では一言もでてこないからである。真影に故人の贊がある事はその当時でもあり得ることである。

『儀礼』の場合、前述のように重は壙には行かず、門に立て掛けおき、虞の後、埋める。それに対し、「某氏某之柩」と書した銘を茵に置く（既夕礼8「還柩車設祖奠」）。この茵は既夕礼15「斂柩藏器葬事畢」で「茵先入」とあるもので、胡培翬『儀礼正義』卷二十九「還柩車設祖奠」は「（銘）を重から）茵の上に移加す。（銘は）當に茵と同に壙に入るべし」と鄭注を解する。張惠言『儀礼図』によれば、葬列の第一に折があり、第二に茵が来る。従つて、これによれば、折の次に来る茵に銘が置かれていることになり、葬列が誰を葬する為のものかを他に知らせることになる。寧ろこれは当然なされるべきものと言えよう。これと同じ考えに立てば、禅林の場合も誰の葬列であるかを明らかに示す事がなされなければならない。その役目をするのが今の場合、真影の前に置く位牌乃至、真影の贊辞に施された本人の署名であろう。無著は真亭を龕の前にもつてくると言う。まさに『儀礼』で、柩車の前を銘が進むのと同じである。但し、『儀礼』の場合、張惠言『儀礼図』に示される如く、銘と柩車との間に

幾つかの物が挟まる。

『開元礼』では卷百三十九44「器行序」によれば、靈車、方相車、誌石車、大棺車、轎車、明器輿、下帳輿、米輿、酒脯45「諸孝從柩車序」では「主人及諸子俱經杖衰服。：諸丈夫婦人各依服精靈以次從哭出門。」とある。靈車、大棺車、轎車、轎車と、「諸孝從柩車序」でいう柩車との関係が不明である。

『開元礼』卷第百四十三「四品五品喪之二」では、三品以上と全く同じ葬列を記述するが、卷百四十七「六品以下喪之二」で述べる葬列には変化が見られる。方相車が魁頭車に、轎車が柩車にそれぞれ変わり、柩車は無くなっている。従つて、三品以上、四・五品においては轎車が柩車に当ると見られる。

『儀礼』においては、既夕礼5「薦車馬設遷祖之奠」の記に「乘車」「道車」「藁車」の名が登場する。張惠言『儀礼図』は葬列を折、茵の後、苞、筭、轡、轄器があつて、乘车、道車、藁車、乘车、道車、藁車と続き、商祝、柩車と次第する。柩車の後に、主人主婦など諸孝が続く。注目すべきは諸孝が柩車の直後に從う事である。服する人が尸を斂めた柩車を守るが如く葬列を行くのは当然の事とも言えよう。これについては後の葬列の時改めて触れる。

『開元礼』で諸孝が柩車である輦車に従つてゐるという点では『儀礼図』と同じである。『儀礼図』を是とするならば、『儀礼』、『開元礼』は同じ立場に立つものと言える。そこで、『儀礼』の銘に相当するものは『開元礼』では銘旌であることは明らかである。『儀礼』鄭注に「銘は明旌なり。雜物を物と為す。大夫・士の建つ所なり。死者を以て別つべからざると為す故に、その旗識（幟）を以て之を識す。之を愛して斯ち之を録するなり」とある。「死者を以て」云々はこれとほぼ同文が「檀弓下」にある。これによれば、死者を生者と区別する、すなわち、死者が誰であるかを明らかにするために銘を建てるのである『儀礼』7「設重」に銘の大きさ、形状が記されている。いずれにしても、銘は旌であり、『開元礼』の銘旌は『儀礼』の銘なのである。

以上から、真亭における、真の前に死者の名を記すことは、『儀礼』の銘、『開元礼』の銘旌と同じ働きをする物であり、こうした伝統を踏襲したものと考える事ができる。

### 香亭

香亭も無著道忠『禪林象器箋』に従おう。「忠曰。器形如

亭。四傍紗籠。前扁香亭両字。大同真亭。内安大香爐。尊宿之喪、赴化壇時、香亭在真亭前。昇而進前。」と記す。形態、大きさは真亭と同じ。但し、真亭で真影のある場所に大香爐があるという違いがある。香に就いては、前述した『禪学研究』第六十八号「本研究」(一)。「注意すべきは、香亭は真亭の前にある事である。入龕して後、法堂において、供養の物を置いた事が記述されているが、この中に坐化時同様、当然香もあつたと思われる。このとき、供養の物は真の前に置いたのであり、今、葬列の場合も真を安置する真亭の前に大香爐を安置する香亭を進前させているのである。

### 葬列の花

『儀礼』『開元礼』にはこの事が見られないのでは、これは印度仏教の影響と考えてよいのではないかと思われる。例えば、『長阿含經』の「遊行經」の述べるところを見てみよう。拘尸那竭城で仏が般涅槃すると、忉利天は文陀羅（曼陀羅）花、優鉢羅花、波頭摩花、拘摩頭花、分陀利花、天の末栴檀を散じた。七日間、末羅族は香花、伎樂で供養し、七日が終わると、更に、末羅族は仏の遺体を牀に置き、幡蓋を擎持し、

焼香・散花・伎楽の供養を行ない、天冠寺に向かう。忉利の諸天が文陀羅花、優鉢羅花、波頭摩花、拘物頭花、分陀利花、天の末梅檀を散じて、街路を充满したという（大正藏一・二六一二八頁）。末羅族、忉利の諸天の散花は仏の葬儀の要素となつてゐる。他の諸經においても、同種の記述がある。

### 幡

「はた」の類として、『儀礼』では銘、『開元礼』では銘旗、纛（はたぼこ）がある。しかし、銘、銘旗は今述べた如く、真亭の前の位牌乃至、真影への署名に相当するもので当てはまらない。纛はすでに『周礼』「地官、鄉師」に載つており、鄭玄は「以て柩を輓く役を指麾する」ものだと注していゝ。先程見たように、「遊行經」では拘尸那竭で末羅族が幡蓋を擎持して火葬に向かつた事を記す。この幡蓋といふ時の幡がこの場合の幡であろう。これはサンスクリット語で *pataka* の訳語である。漢語としての幡は、『說文』で「書兒払觚布也」、『集韻』で「一日。幟也」とある。孫綽の「遊天台賦」で「三幡」の語がある。藤堂明保『漢和大辭典』では「薄く平らで、ひるがえる布のはたのこと」とある。しかば、

これは『禪苑清規』では「亡僧」の方が「尊宿遷化」よりも先に配置記述されていることを考慮に入れてみる事が必要である。たとえば、「尊宿遷化」において「三日後入龕。如亡僧法」、「十念等如亡僧之礼」とあり、「尊宿遷化」は読者が「亡僧」を既に読んだ事を前提に記述するのである。従つて、「尊宿遷化」の幡も「亡僧」の「白幡を剪造し無常偈を書す」の文を意識しているものと思われる。無常偈とは松浦秀光師は同頁に『備用清規』卷九の「遺囑遺書」で「大衆、挙無常偈。衆諸行無常是生滅法 三遍即起龕。」とあるところから、「諸行無常。是生滅法。生滅滅已。寂滅為樂。」であるとされる。この無常偈は『大般涅槃經』（東晉・法顥訳）卷下（大正藏一・二〇四頁下）で世尊が説いた偈として示されてゐる。『根本說一切有部毘奈耶雜事』（唐・義淨訳）卷第三十八（大正藏二四・三九九〇四〇〇頁）では仏滅後、天帝釈

の説いた頃として示される。『長阿含經』（後秦・仏陀耶舍、竺仏念共訳）卷第四「遊行經」（大正藏一・一二六頁下）にお

起龕之日、本院隨力作一大斎。施重於尋常。

（竺仏念共訳）卷第四「遊行經」（大正藏一・一二六頁下）にお

現代語訳

ける釈大恒因の作頌「陰行無有常。但為興衰法。生者無不死。仏滅之為樂」は異訳である。無常偈は第一句に「諸行無常」とあるから、無常偈と名づけられたものであろうが、いつも無常偈というようになつたかは不明である。『釈氏要覽』

より重い。

は未だ無常偈を書した幡の事を言わない。無常偈は仏滅に因るものであるから、葬儀にこれを念することは仏教の葬儀には相応しいものといえよう。

根本説一切有部では『無常經』を送葬のとき、読誦した（西山龍山「根本説一切有部毘奈耶解題」五、三啓經と有部律。『國訳一切經』律部一九所收）。中国にあっても「臨終方訣」によつてみると、『無常經』を読誦した事が知られる。（岡部和雄「『無常經』と『臨終方訣』。『平川彰博士古稀記念論集佛教思想の諸問題』所収）。『無常經』読誦と、無常偈幡・無常偈を念することとの関連も考察する必要があろう。

『校定清規』の右文と同じ箇所に「院」を「寺」に変えただけで、残りは全同の文がある。『備用清規』は涅槃台の諸儀礼を終えたところで「首座領衆帰寺、斎」とある。『敕脩百丈清規』では『備用清規』の「斎」が「赴斎」となつてゐる。『備用清規』『敕脩百丈清規』は明らかに、秉炬を終えてから斎がある。清朝『百丈清規証義記』では明確に出喪は「早粥後」と明記される。

『禪苑清規』ではこの文の後、「至時請尊宿一人挙龕」が続く。『校定清規』ではこの文に続いて葬列の記事となつてゐるが、前の項で挙龕念誦の一項目があるから、出喪の最初に挙龕の儀礼を行う事は間違いない。『禪苑清規』『校定清規』いずれも文の流れから見て、斎を終えてから出喪となる

## 二 一大斎

本文

### 『禅苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

と見てよいと思う。松浦秀光師は『禅家の葬法と追善供養の研究』（八九一九〇頁）で「出棺前の食事」という題目で、『禅苑清規』の右文を例文として出していいる。

### 三 挙龕

#### 本文

至時請尊宿一人挙龕。當有法語。

#### 現代語訳

（出喪の）時が来たら、一人の尊宿に挙龕（の仏事を）

していただくようにお願いする。その時、法語を挙げなければならぬ。

### 挙龕仏事

挙龕仏事とは送葬の始め、法堂西間に置いてある龕を持ち上げる時の仏事である。『儀礼』で言えば、既夕礼<sup>11</sup>「葬日陳大遺奠」、『開元礼』では<sup>42</sup>「遺奠」がこれに当ろう。送葬の始めという点で、『儀礼』において重要な儀節となり、更に『開元礼』にも入つたのである。『五杉集』では記述がない

### 四 葬列の次第

#### 本文

孝子并行者、団繞龕後、次喪主以下送、孝人及本院大衆等、相繼。中道而行。官員・施主在大衆左右並行。尼師・宅眷隨在末後送葬。

#### 現代語訳

孝子と行者は龕の後を取り団み、次に喪主以下が隨い、孝人と本院の大衆等が相繼ぐ。皆、道の中央を行く。官員・施主は大衆の左右にて、並んで行く。尼師・宅眷は隨い、末後にいて送葬する。

### 葬列での順序

「喪主以下送、孝人及本院大衆等、相繼。中道而行」。について、『訳註禅苑清規』は「二六二頁注で、

宝永本は「喪主已下、孝人及び本院大衆等を送り」と読

が、挙龕は当然なされることである。ただ『禅苑清規』はこれを儀礼として位置付けたのである。

み、金沢本は「喪主已下、孝人を送れ。及び本院の大衆等」と読んでいるが、いまは「喪主已下送る。孝人及び

本院の大衆等」と読む。送るとは隨行の意味である。

という。筆者は後ろの「道を中心して行く」のは、「孝子并びに

行者」「喪主已下」「孝人及び本院の大衆等」の全員でなければならないと考える。それは「道を中心して行く」のではない

人々として、大衆の左右を並んで行く「官員・施主」が次にあるからである。また、そのようではないと、「道を中心して行く」のは「孝人及び本院の大衆等」だけとなり、極めて不自然になる。筆者は「孝子并びに行者」に「廻繞龕後」、「喪主已下」に「送(=隨行)」、「孝人及び本院の大衆等」に「相繼」とそれぞれ葬列での位置を示す動詞を配し、それら全員が「道を中心して行く」という文章構造になつていると考へる。

『儀礼図』の葬列は先程見たように、龕に相当する柩車の後に主人・主婦が続く。向かって右を主人・衆主人・外兄弟・男賓、少し遅れて左を主婦・衆婦人・女賓が歩く。その後ろ、右側が他国の異爵者、左が諸公の属吏となつてゐる。『禪苑清規』の葬列は『儀礼』の主人に相当する孝子が同じく柩車に相当する龕の最も近くにいるという意味において共通性を有する。『開元礼』は『儀礼』とほぼ同じような葬列かと

見られる。

### 中道

敢えてこの文を記したのには一体どういう意味を持つのであろうか。これだけでは全く不明である。

『儀礼』で出喪の場面を伝えるのは既夕礼12「將葬出車・馬・苞・器以次先行郷曠」である。この経文に

甸人抗重出自道、道左倚之。薦馬。馬出自道。車各從其馬。

甸人、重を抗<sup>あ</sup>げ道より出<sup>い</sup>で、道の左に之を倚<sup>よ</sup>す。馬を薦<sup>あお</sup>む。馬は道より出せば、車は各<sup>おおおの</sup>其の馬に従う。

(注) 抗を鄭玄は「抗、挙也」とする。

とある。このうち、出自道について、鄭玄は

出自道出從門中央也。不由闈東西者重不反、變於恒出入。道左主人位。

「出自道」とは門の中央より出づるなり。闈の東西よりせざるは重は反らず、恒の出入と變はるなればなり。道の左は主人の位。

と注する。通常、一般的に、門の出入、堂の升降（門・堂は南面）は東側が主人位、西側が客位である。「出自道」に関する鄭玄の解釈に従えば、今の場合、門（張惠言『儀礼図』は廟門、閣門を通過することを示す）の中央より出る理由は、重は再び門の外から反らないのであるから、通常の出入とは変えるのである。反らないというのは道の左に倚せておき、虞祭が終わればこの位置に埋めるからである。「道左」を賈公彥は「門東北壁」、孔穎達は「祖廟門外之東」という。今、問題にすべきは重が最初に出門する、ということである。重については本研究(一)——葬前——で触れておいたが、襲を行い、戸が視野から消えたため、故人の神の馮りどころとして、適寝の庭に置かれたものと考えられる（方苞所説）。

胡培翬『儀礼正義』卷三十所引）。送葬の時に重は門から出るが門東に止める。その代わり、重に付いていた銘を茵に載せる。この茵は壙では最初に入れる（既夕礼<sup>15</sup>）。従つて、壙には行かない重の代わりに茵が最初に入るであろう。いずれにしても、重、乃至茵は主人を表しているのである。その重<sup>16</sup>主人が再び反ることはないとして、通常の東側を通るのをせず、中央を通りと言っているのである。

『禅苑清規』で、重と同じような役目を果たす物として、

真がある。真は葬列では真亭に収まる。香亭（この香は真亭のための物であろう）・真亭・花幡と続き、靈龕が山門を出て行く。今注目すべきは真亭と靈龕である。真亭は葬儀を終え帰院して以後、その中の真を寢堂に掛真するから、重、或いは茵のように再び反らないという物ではない。この意味では真は重、茵より一層強固な馮り代ともいえよう。真がこのように重と異なるという意味において、寧ろ靈龕に留意しなければならない。靈龕は重・茵と同様再び反らない。こうした思いが中央を行くという規定になつたのではなかろうか。

『開元礼』はこれに類した文はない。しかし、『儀礼』と同じように実際は行つたのであろう。

## 五 焚化乃至入塔

### 本文

若焚化即請尊宿一人挙火。當有法語。若入塔即請尊宿一人下龕。當有法語。又請尊宿一人撒土。當有法語。然十念等如亡僧之礼。本院應散念佛錢。

### 現代語訳

焚化（火葬）の場合は尊宿一人にお願いして挙火（秉

炬)する。この時、尊宿は法語を行わなければならない。入塔(=土葬)の場合は尊宿一人にお願いして下龕(=龕を下ろす)する。又、尊宿一人にお願いして撒土(=土を散布する)する。この時、尊宿は法語を行わなければならない。そうして、十念等は亡僧の礼のようにする。(円成した段階で)当寺院は(大衆に)念佛錢を<sup>わ</sup>受けなければならない。

右文脈において、焚化と入塔とを並列し、そのいずれも十念等を行い、且つ念佛錢を<sup>わ</sup>受けると解釈することができる。

### 焚化(=火葬)

『儀礼』にしても『開元礼』にしても土葬である。従つて、送葬に関わる儀礼としては土葬のものであり、火葬に関する記述は存在しない。

仏教側の資料を見てみよう。道宣の『四分律行持鈔』卷下之四「瞻病送終篇第二十六」で「律中多明火林一葬」とあり、律藏は火葬・林葬の両葬を明かす(大正藏四〇・一四五中)。火葬は印度仏教の影響と断定してよからう。仏教徒は釈尊の葬儀の仕方が火葬であることを『大般涅槃經』・『長阿含經』

の「遊行經」などを通じてよく知っていたと思われ、釈子としての自覚は釈尊の葬儀である火葬にすべて向かわせるかと思えるが、実際はその様でない。徐々に火葬が増加していくのである。しかし、西脇常紀氏によれば、『宋高僧伝』(九年成立)において、最も比率が高い「遺身」でさえも火葬は四五・八パーセントなのであり、平均一三・六パーセントである(西脇常紀氏「唐代葬俗研究序説」)。『東洋學術研究』第18巻・第3号所収。一九七九年)。いかに中国本来の葬法の力が強いかが分かる。

禪門において何時頃から、かかる方式で火葬が行われたか明確に述べることはできない。今は投子義青(一〇三二一一〇八三)が亡僧の為に下火していることを指摘するのに止める(宇井伯寿博士『第二禪宗史研究』四一六頁。同博士『西域仏典の研究』四〇一頁)。

### 十念

十念は「十念等如亡僧之礼」とあるので『禪苑清規』「亡僧」を見ると「十念阿弥陀仏」とあり、阿弥陀仏を十たび念佛することである。松浦秀光師は十念の典拠として、『無量

『寿經』卷上（大正藏一二・二六八上）を示す。また、十念は「曇鸞・道綽・善導の三師により淨土教が確立され、称十念によつて速生淨土が得られるとの信仰により、淨土に生ぜしめんが為にするものである」と言われ、『無量壽經優波提舍願生偈註』、『安樂集』、『觀經疏』を使用例として出される（松浦秀光師『禪家の葬法と追善供養の研究』一六六一七頁）。『無量壽經優波提舍願生偈註』では「十念を具足し、南無阿彌陀仏と称す」とあり、「南無阿彌陀仏」を十たび称念することであるので、恐らく、『禪苑清規』の場合もそのようであつたろう。序で述べたように、円仁『入唐求法巡礼記』卷第四によれば、八四三年、既に、円仁の弟子僧暁の葬儀に僧七名が称名十念呪願している。

第七・六葉右（駒沢大学図書館所蔵本）に「(撒土仏事とは)盆ニ紙ヲ布テ土ヲ盛テ出スソ、其ヲ取テ土ヲマクナリヲスルソ」とある。この箇所を『勅脩百丈清規左觸』卷第七（中文出版社影印本・上冊四八二—一四八三頁上）は次のように漢文に改め、引用する。

古解曰。撒土法、盆鋪紙盛土而度之、仏事人接之作撒状。古解に曰く。「撒土法、盆に紙を鋪き土を盛り之を度す。仏事人は之に接けて撒の状かたちなまを作す」と。

続けて、

或謂雜米錢土三物、撒之墳上。恐是日本様也。  
或いは米・錢・土の三物を雜せ、之を墳上に撒するを謂ふ。恐らく是れ日本様也。

又古解曰。入墳有提持鍼子唱仏事者可笑。  
と言ふ。『勅修百丈清規抄』は次に、「此ニテハ鍼ヲ以テシタ人アルゾ、ヲカシイ事ソ」と述べる。これを『勅脩百丈清規左觸』は

下龕仏事は龕を壙に下ろす事である。撒土仏事は後の清規ではあるが、元代『敕脩百丈清規』に「壙を掩い、一切畢るのを候つて、撒土仏事を請す」とあり、『禪苑清規』の場合も同じと見てよからう。撒土の撒は『集韻』『韻会』に「柔葛切。音薩。散之也。一曰。放也。」とある。『敕修百丈清規抄』

又古解曰。入墳有提持鍼子唱仏事者可笑。  
又、古解に曰く。「壙に入り鍼子を提持し唱仏する事有るは笑ふべ可し」と。

と引用する。ここで、鍼子を提持する事を「可笑」と言つて

いることに対する『左觸』は秉炬の時に火把を提するので

あるから、鍬子を持してどうして怪むことがあるか、といふ。『禪苑清規』の場合、今他に徵証する資料が持たないので、具体的に説明することができない。唯、土を撒す（撒放、散）という点は間違いない。

『儀礼』は土葬であるので、「下龕仏事」「撒土仏事」に相

当するものがある。それは、棺を壙に納める箇所、既夕礼<sup>15</sup>「斂柩藏器葬事畢」である。「至于壙、陳器于道東西北上。

茵先入。属引。主人袒。衆主人西面北上、婦人東面。皆不

哭。乃斂。主人哭、踊無算、襲。……実土三」がその文であ

る。「斂」は鄭注に「斂、下棺也。今文斂為封」とあり、「斂」

が『禪苑清規』の下龕に当る。「実土三」について、胡培翬

『儀礼正義』は「実土謂加土於抗木之上而实之也。三謂三

匝。」とあり、これによれば、実土は抗木の上に土を加える

事であり、『禪苑清規』の撒土に相当する。下龕→撒土は『儀

礼』の斂→実土に当るのである。

『開元礼』では<sup>56</sup>「入墓」中の「遂下棺於壙戸」が「下龕」

に相当する。<sup>58</sup>「掩壙」中の「掩戶設閨鑰。遂覆土三」にあ

る「覆土三」が「撒土」に相当するかと思われる。従つて、

『禪苑清規』の下龕→撒土は『開元礼』の「下棺於壙戸」→

「覆土」に相当する。

以上の事から、下龕→撒土は『儀礼』『開元礼』の葬事の伝統の内に源流を見るべきである。

### 葬儀後、念仏錢を撒ける

念仏錢については、『訳註禪苑清規』二六三頁の註に従おう。ここに

叢林で尊宿の葬儀が営まれたとき、大衆に与える布施のこと。念仏錢というのは葬儀に称名念佛が行われたからである。

とある。この意味のとき、本文の「散念仏錢」の「散」字は『尚書』武成の「散鹿台之財、發鉅橋之粟」での「散」の意味に取るべきかと思う。鄭注に「糴所積の府食、皆散發し、以て貧民に賑ふ」、孔穎達の疏に「散とは其の分布を言い、發とは其の開出を言う」とある。これによれば、「散財」は「分布財」である。従つて、「散念仏錢」は広く大衆に念仏錢を分ける、と解釈することができる。

## 六 帰院・掛真

本文

帰院請尊宿一人掛真當有。(注) 且就寢堂内安排、喪主已下礼

真相慰而散。

現代語訳

帰院し、尊宿一人をお願いして掛真を行う。このとき、法語を行わなければならぬ。そして、寢堂内を(種々)安排(=安置)して(準備し)寢堂で掛真仏事を行う。喪主以下(皆)眞に礼拝し孝子を共いに慰め、解散となる。

(注) 且 吳昌瑩『經伝衍釈』卷八「且、猶而也」に従う。

### 遺骨安置の問題

葬事を終えて帰院し、寢堂で掛真仏事を行うのである。入塔の場合は問題ないが、荼毘の場合、尊宿の遺骨の扱いはどうなるのか、全く説明がない。『校定清規』は『禪苑清規』

と同じであるが、『備用清規』、『敕脩百丈清規』では首座が大衆を領して帰寺し、斎に赴く。小師・郷人・法眷は守化し

(=遺体が荼毘されるのを見守り)、収骨する。斎が罷つて、僧堂鐘を鳴らし大衆を集め儀従を備え、迎骨し、(遺骨を)寢堂に回して安奉し「安骨仏事」を請して掛真し供養・諷経する、というものである。『禪苑清規』との違いはどのように解すべきか。恐らく、『宋高僧伝』のときもそうであったように、『禪苑清規』の時にもまだ火葬が大きな勢力を占めていたのではないかだろうか。また、『禪苑清規』より百年も以前に出た『釈氏要覽』に縱たとえ、荼毘の項目があろうとも、『禪苑清規』の時代に遺骨を重んずる習慣が出家にあろうとも、まだ荼毘に関する認識が充分には育つていなかつたのではないだろうか。すなわち、土葬の方がなじみがあり、本来のものであるという意識があつたのではない。か。それ故、火葬後の儀礼が完備されておらず、土葬中心の規定になつたのではないだろうか。しかし、実際に荼毘を行えば、収骨もあり、塔に納めるまでしかるべきところに安置しておいたことは無論である。それが清規という形にまで上らなかつたと考えられる。

### 寢堂と掛真

松浦秀光師は掛真が虞祭に相当するということを既に指摘されている。すなわち、同師は『尊宿葬法の研究』（九三頁）に「この行持は中国古代の礼によるもので、即ち虞を真似したものであろう」と言われる。今、この問題を中心に考察してみたい。

寝堂については拙論『禅苑清規尊』尊宿遷化の研究（一）で述べた。今それを整理すれば、寝堂は古来の路寝（天子・諸侯の場合）適寝（大夫・士の場合）に由来すると見られる。士礼を伝える『儀礼』及び『開元礼』喪葬礼で、適寝は始死から葬前に至るまで戸が止まる堂である。『儀礼』ではまた、葬事を終え、祖堂で反哭し、次いで、適寝で虞祭を行う。『開元礼』では祖堂に寄らずに直接適寝に赴き、反哭・虞祭を行う。『禅苑清規』が葬事を終えて、寝堂に赴き掛真仏事を行う事と、『儀礼』で葬事を終えた後、祖堂での反哭を経て、適寝で初虞を行うのを見比べれば、寝堂が適寝に、掛真仏事が初虞に相当することは明瞭である。但し、『儀礼』『開元礼』では虞祭は三たび行うことと、『禅苑清規』の真に当ると思われる重は門外に置かれたままである、という相違にも注意しなければならない。

ここで、『開元礼』と『儀礼』との相違に眼を転じよう。

『禅苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

『開元礼』に『儀礼』にはないこととして、虞主を殯宮（適寝）に安置し、初虞・再虞・三虞を行うことがある。虞主に就いて

虞主用桑。主皆長尺、方四寸。上頂円径一寸八分。……其檻底蓋俱方。……將祭、出神主置於座。其檻置於神主之後。

虞主。桑を用ゐる。主、皆、長さ尺、方四寸。上頂、円にして径一寸八分。……其の檻の底・蓋俱に方。……將に祭らんとして、神主（筆者注、虞主）を出し、座に置く。其の檻、神主の後に置く。

と双行細字で注を施してある。初虞が終わった段階で重は「門外の道左」に埋める。重は虞主が安置された段階で既にその役目を終えていた訳である。

このように、『開元礼』は祖廟を経ず、殯宮に反って虞主を立てるから、祖堂を経ず寝堂に反り掛真する『禅苑清規』は『儀礼』より一層『開元礼』に近い。従つて、直接受けた影響は『開元礼』からであるといえよう。

### 寝堂の位置

寝堂の位置について、前出『禪林象器箋』「寝堂」の項に、

旧説曰。凡禪刹堂舍位置。法堂後有茶堂。接茶堂而有寝堂。連寝堂而有方丈。蓋寝堂者住持講禮之處。今、日本禪院、於丈室前、置礼間者是也。

旧説に曰く。「凡そ禪刹の堂舎の位置は法堂の後に茶堂有り。茶堂に接<sup>つづ</sup>いて寝堂有り。寝堂に連なつて方丈有り。蓋し寝堂は住持講禮の處。今、日本の禪院、丈室前に礼間を置くは是れ也」と。

と述べる。これによれば、叢林の伽藍は南から北へ法堂→茶堂→寝堂→方丈

と直線状に立つていることになる。

寝堂という言葉は、『禪苑清規』では小参、尊宿遷化、沙弥受戒文の三箇所に登場する。その他、入室（方丈門より入る）も「室」とはいうものの、実際は寝堂で行われたのではないか。いざれを考えても、寝堂は方丈と接していた

ないだろうか。いざれを考えても、寝堂は方丈と接していたと考えて間違いないと思われる。

ちなみに、『禪苑清規』より一六〇年ほど後の記録である

が、日本の徹通義介（一二一九—一三〇九）が入宋して当国の伽藍を写した『五山十刹図』（徹通の在宋期間は一二五九—六二）を見ると、寝堂と命名されているものはない。天童山

では、法堂の後ろに穿光堂、その後ろに大光明藏、その後ろに方丈がある。すなわち、南から北へ

法堂→穿光堂→大光明藏→方丈

靈隱山では法堂の後ろが前方丈、その後ろが方丈となつてゐる。すなわち、南から北へ

法堂→前方丈→方丈

万年山では、法堂の後ろが大舍堂、その後ろが方丈である。すなわち、南から北へ

法堂→大舍堂→方丈

となつてゐる。寝堂は『禪苑清規』以降の清規もひきつづき、方丈と近接して行われる行事がなされることから考えて、方丈と接しているこれら、大光明藏、前方丈、大舍堂が寝堂に当たるのではないかと推測される。

寝堂で真に礼拝し、喪主以下、共に慰め、解散する

今見た如く、掛真仏事は初虞に相当すると思われる。「相慰」とは喪主以下の人が互いに慰める、というよりも喪主以下、知事・頭首、その他大勢が共に孝子を慰めると見るべき

かと思われる（『廣韻』に相は「共也」とある）。

『儀礼』でこれに相当するのは既夕礼<sup>16</sup> 「反哭於廟、於殯宮出就次」の經文、

賓弔者升自西階曰、如之何、主人拝稽顙。賓降出。主人送于門外。拝稽顙。

（祖廟の）賓弔者が西階より升つて曰く。「之を如何」と。主人拝し顙稽す。賓が降り出づ。主人は門外に送り、拝し稽顙す。

に當る。これを終えて、殯宮（＝適寢）に行く。殯宮では既

に賓は門外に去つてゐるので、慰める、ということはない。

『禪苑清規』では、『儀礼』の「祖廟」に相當する「祖堂」への出入がない。従つて、『儀礼』で賓が主人などに対して祖廟で慰めることが、『禪苑清規』にあつては寝堂で、初虞に相当する掛真仏事を終え、喪主以下が眞に礼拝して後、孝子を慰める形に変わつた、と見ることができる。

『儀礼』では祖廟で賓が弔問した後、廟門外に主人がこれを送る。また、殯宮（＝適寢）で踊すること三たび行つた後、

兄弟出。主人拝送。衆主人出門、哭止。闔門。主人揖衆主人。乃就次。

兄弟出づ。主人拝送す。衆主人門を出づれば哭止み、門を闔づ。主人、衆主人に揖して乃ち次に就く。

こうして、葬日の儀礼すべてが終わり、解散ということになる。このながれが『禪苑清規』での孝子を慰めてからの散会に當る。

『開元礼』の場合の解散までの過程を見てみよう。<sup>60</sup> 「反哭」に於て、葬事終了後、第（＝宅）に到り反哭するが、『儀礼』のよう、祖廟ではなく直接適寢に赴き反哭する。続いて、弔問が行われる。そこには

有親賓弔哭者升堂西向靈哭。如常儀。其弔於庭者称痛当柰何。餘如常儀、哭尽哀。

親有る賓の弔哭する者は堂西に升り靈に向き哭す。常儀の如し。其の庭に弔ふ者は「痛ましや。當に柰何にすべきや」と称す。餘は常儀の如し。哭し哀を尽す。

とあり、これが『禪苑清規』の「相慰」に當る。次に、「相者が主人以下を引き、（寝堂を）降り、各、次に還り、沐浴し、以て虞を俟<sup>キ</sup>」ち、時至つたならば、そこで初虞を行うのである。『開元礼』は『儀礼』に比して、格段に初虞（再虞・三虞もほぼ同じ）を詳細に記述する。初虞を終えて、主人以下は相者に引かれて次（＝喪居）に就き、解散する。これ

が『禪苑清規』の「散」に当る。「寝堂と掛真」で述べたように、掛真までの経過は『儀礼』というより『開元礼』に近い。従つて、それに続く「相慰」「散」も同様のことがいえる。

## 七 葬後供養 真の真堂への移入

本文

知事・頭首・孝子等、早暮赴真前焼香、及斎粥二時隨衆供養、候新住持人入院。有日則移入真堂。

現代語訳

知事・頭首・孝子等は早朝と日暮れに真前に赴いて焼香し、さらに斎と粥の二時に大衆に随つて供養し、新住持になる人が入院するのを候<sup>ま</sup>つ。（しかし入院までに）日数が多くある場合は（入院を待たず真を）真堂に移し入れる。

### 「候新住持人入院。有日則」の訓み

本文の訓みで問題になるのは「候新住持人入院。有日則」

である。『訳註禪苑清規』は

および斎粥の二時衆に随つて供養す。新住持人の入院を候つて、日あつてすなわち真堂に移し入る。とある。宝永本は送り仮名が振つてないのでどのように訓んだのか不明である。金沢文庫本は

及び斎粥の二時、衆に随つて供養せよ。新住持の入院を候つて、白（日ノ誤リカ）有つて則ち真堂に移し入れよ。とある。東急文庫本は「暮」が「幕」、「日」を「白」とする。訓みの付していない全くの白文である。高麗本はいまだ筆者は見る機会を持たないが、『訳註禪苑清規』（底本は宝永本）の校註でこれについては何も言つていないので、底本である宝永本と文字のうえでは変わらず、当然白文であるから、訓みは不明である。今訓みの上では『訳註』と金沢文庫本との二種があるわけであるが、両者の差はないといつてよい。この訓みであると、この文は儀葬後、帰院・掛真し解散した後、毎日焼香・斎粥の供養をし、新住持の入院を待つて—その間、日数があるが—真を真堂に移し入れる、と読み取れる。すなわち、「日」は葬日以降、住持入院までの期間を意味する。この場合は新住持入院が真の真堂への移入の絶対条件になる。しかし、この文において、「日（数）が有る」と

いう表現をどうして敢えて付け加える必要があるのであらうか。新住持の入院する時までが「日（数）」なのであり、短期・長期に拘らず「有る」わけである。新住持入院までの期間はそのときの情勢如何によるものなのである。

後の清規はこの問題に關してどう理解しているか、見てみよう。『校定清規』<sup>(注)</sup>は

両班・孝子仍朝暮赴真前焼香、二時下供。候新住持公挙定則移入祖堂。

両班・孝子、仍において朝暮には真前に赴き焼香し、二時には下供す。新住持が公挙にて定まるを候つて則ち祖堂に移入す。

(注) 仍 清・劉淇『助字辨略』の「仍、于是、爰也」に従う。

とある。「定」とは新住持が「定まる」ことだけでなく、「入院する」ことまでも意味していよう。従つて、『校定清規』は『訳註』本、金沢文庫本と同じである。

『備用清規』は

二時上粥飯、三時上茶湯。或十日半月衆到諷經。骨入塔則止之。

二時には上粥飯、三時には上茶湯。或いは十日、半月のあいだ、衆、(寝堂に) 到つて諷經す。(尊宿の) 骨を入塔すれば則ち之を止む。

ある。次の「入塔」(靈骨の入塔)では、入塔し帰院し寝堂で掛真する。主喪(『禪苑清規』の喪主と同じ)の巡寮等があり、その日の葬礼は終わる。その後、

毎日、山門三時上茶湯、集衆諷經。位牌入祖堂則止之。或待新住持方入祖堂。

毎日、山門、三時に上茶湯し、衆を集め諷經す。位牌、入祖堂すれば則ち之を止む。或いは新住持を待つて方めて入祖堂す。

とある。すなわち、『備用清規』では火葬の場合、荼毘に附してより靈骨の入塔まで(十日、半月)は上粥飯、上茶湯の供養があるが、入塔を過ぎると、上茶湯だけになる。入祖堂はこの場合、入塔以後のある日か、新住持が入院するのを待つかのいずれかとなる。

『敕脩百丈清規』の場合、『備用清規』と言葉の多少の相違を無視すれば、内容的には全く同じである。ただ、新住持入院の時に「仏事有り」というところだけが異なる。

右三清規を眺めたことを整理すると、概ね、『禪苑清規』

に従う『校定清規』は「有日則」という『禪苑清規』の語句を省略し、入祖堂を新住持入院に限定した。『備用清規』『敕脩百丈清規』は入祖堂を新住持入院前と、新住持入院との二つの場合に分けた。更に、『敕脩百丈清規』は新住持入院の場合は仏事を行うということを付け加えたといふことが言える。では、何故、『備用清規』『敕脩百丈清規』で二つの場合に分ける必要があつたかといふことが問題になる。それは恐らく、新住持の入院までの間隔の問題ではなかろうか。つまり、日数があり過ぎた場合を想定したのであらう。現実には往往こういった場合がある訳である。

こう見えてくると、『備用清規』『敕脩百丈清規』の編者には『禪苑清規』の「有日則」を「新住持入院までの日数が多い場合は」と、考えたのではなかろうか、といふことが考えられる。筆者はそのように見る方が自然だと思う。しかば、

「有日則」の「則」字は通常の意味、「承上起下之詞」（清・王引之『經伝釈詞』卷第八）と取り、「（新住持入院まで）日（數）が（多く）有れば」、則ち（リそのときには）（新住持入院前でも）祖堂に移し入れる、と訓むことができる。本論はこのように理解して、以後考察を進めることにする。

### 朝暮真前焼香 斎粥二時供養

『儀礼』でこういった事に相当するのは奠・虞であろう。殯の後、土喪礼<sup>32</sup>「朝夕哭奠」がある。朝夕、殯宮で哭奠を行う。また、既夕礼<sup>17</sup>「略言葬後儀節及祭名」で、葬後、「猶ほ朝夕哭すれども奠せず。三たび虞して、卒哭す。云々」とある。従って、『儀礼』が殯後、葬前まで朝夕、奠があるのに対し、『禪苑清規』は葬後、朝夕、真前に焼香するのである。『禪苑清規』の、斎粥二時供養は禪林の僧衆と同じ食事を備えて供養するのであり、禪林独特のものである。薬石は『禪苑清規』では非時食として原則として禁止されている（『禪苑清規』「護戒」に「如不應食・非時食、並宜服禁」とある）。

『開元礼』はこの点に関しては『儀礼』と全く同様である。

### 真の寢堂から真堂への移入

先程述べたように、葬後、寢堂に安置されていた真の真堂

への移入の時期を新住持が入院した時点か、或いは期間があり過ぎればそれ以前であっても真堂に移入するかのいずれかであると見て、以下この問題を考えてみたい。

ここで想起されるのが、『儀礼』『開元礼』などに記述されている卒哭の翌日の祔祭である。祔祭は『儀礼』にあっては既夕礼<sup>17</sup>「略言葬後儀節及祭名」において記述される。経文「三虞、卒哭。明日以其班祔祭」について、鄭玄は「班は次なり。祔は卒哭の明日の祭名。祔は猶ほ属のごとし。昭穆の次に祭りて之に属す。」と注する。卒哭の翌日、祖廟で故人の神主を故人の祖父に当たる人と同じ昭穆の位置にその祖父に祔属安置するのであるが、これには異説がある。鄭玄は士虞礼記（胡培翬『儀礼正義』では卷三十三）「右記祔祭之礼與告祔之辭」で「凡そ祔已れば寝に復す。祔既れば主其の廟に反すが如し。練して後遷廟す」と注し、祔祭で一旦、祖廟に安置し、事終われば適寝に復し、練祭（小祥祭）の後、遷廟する、と解る。これを支持するものに朱熹・徐乾学・張履・江筠・金榜等がいる。一方、陳祥道・万斯大などは祖廟に祔してそのまま祖廟に安置するものとする。胡培翬は鄭玄・朱熹説に賛同し（池田末利博士『儀礼IV』四八〇—四八一頁参照）、谷田孝行博士は陳祥道・万斯大説を取る（『中国古代喪服の基礎的研究』五〇一—五〇二頁）。小論はこの問題に深

入りすることを避ける。また、右に見た鄭注「練して後遷廟す」の「遷廟」（廟の旧主を遷して新主を納める）を巡って両説がある。賈公彥は練祭（没後一年目の小祥祭）の直後とし、『左伝』僖公三十三年の服虔注・朱熹・徐乾学・胡培翬は三年後と主張する。『開元礼』及び宋『政和五礼新儀』（一一一年）では小祥祭、大祥祭、禫祭に続いて祔祭がある。これは三年後の遷廟説が有力となつたことの反映と見られる。しかし、『儀礼』の喪葬は士の階級について記すものであり、『礼記』王制によれば士の廟数は一であるから、廟数三以上の時のように、親が尽きたときの毀廟はないが、昭穆の順に従つた遷廟があるのである。つまり、一廟内で神主の位置が一つずつずれ、親尽きれば撤せられるのである。祔祭との相違は祔祭はただ、祖父の神主に祔属させるだけで、位置の変化はないということである。禅林の場合、真堂（後の祖堂）の数は一であるから、一廟をもつ士と同じである。しかし、『禅苑清規』は『儀礼』『開元礼』などに見られる小祥祭、大祥祭、祔祭がない。従つて、小祥祭、或いは大祥祭を経てという意味での遷廟を考えに入れる必要がないともいえるが、また、思想上からも、遷廟を認めないであろう。と

いうのは、儒礼のように、歴代の住持を順番が古くなつたからといって、真（後の清規では位牌）を撤去してしまうことはありえないからである。遷廟が除喪して後のものとの考えが有力になつたことの反映と見られる『開元礼』での、禪祭の後の祔祭との関連も忘れてはならない。『禪苑清規』の舞台である叢林は修行の為に參集した衆僧が作るものである。子に相当する小師（＝孝子）が父に相当する本師の為に孝養する目的で存在するのではない。だからと言って、全く葬儀・掛真を以て小師としての孝養を終えるのは余りにも短い。そういう意味か、『禪苑清規』は葬事の後、知事・頭首・孝子等は朝晩、真前に焼香し、斎粥二時供養するのである。しかしながら、これが何時までも続くとは考えられず、自ずと期限がなければならない。それは真を真堂へ遷した時点なのである。小師の孝養の儀式はこれを以て終結する。かかる意味から、真の真堂安置は虞祭に相当する寝堂掛真の後という面からは『儀礼』の祔祭、服喪に相当する孝養供養の終結という面からは『開元礼』の祔祭の影響を受けているものと考えられるのである。因みに『儀礼』では葬事から祔祭までの期間は王引之によれば九日、鄭玄によれば七日となる（谷田孝之博士『中国古代喪服の研究』四三一四四頁）。

## 第五節 伝統葬法としての二次葬と『禪苑清規』

### 葬法との比較

池田末利博士は「古代支那に於ける死者儀礼の特色」という論文（『日本人類学会・日本民族学協会第九回連合大会記事』一九五五年、六二一六五頁）で、『儀礼』の「土喪礼」「既夕礼」の記述に基き、「出来うる限り後代的粉飾を払拭して死体の処置のみを中心として基本的儀節に整理」した。それを次に転載してみると、

#### I 招魂儀礼 復

#### II 第一次葬（殯＝屋内葬）

##### （1）入棺準備

- （イ）楔歯・綴足（ロ）沐浴（ハ）飯含（ニ）襲  
（ホ）小斂（ヘ）大斂

##### （2）入棺

##### （ト）殯

#### III 第二次葬（葬 改葬＝屋外葬）

- （イ）啓殯（ロ）祖（ハ）葬

の三段階を立てる。池田末利博士は「死者儀礼」を今の場合

論述の主眼とされているので、「Iは実質的には葬礼と関係なく直接の死体処置でもないから、結局II IIIが中心儀礼となる」といわれる。第一次葬とは「殯」であり、第二次葬とは「葬」である。従つて、同博士は「この葬法の特色は複葬(doppebegrabinis)形式をとる点にある。即ち死体は一応屋内に埋葬されるが(I)、相当の時日後、屋外に改葬される(II)。」と言われる。

池田博士の所説は古代の死者儀礼が第一次葬II殯、第二次葬II葬の複葬形式を取る、という点にある。筆者は本論第二節で、『儀礼』本文を中心に据え、各注釈を参考に『儀礼』喪葬儀礼をまとめた。それを改めて、必要な範囲内で整理すると、

第一日 始死

復、  
襲

第二日

小斂

第三日

大斂、殯

葬儀前日

祖

葬日

葬儀、反哭、初虞

葬後

再虞、三虞、祔祭、小祥、大祥、禫祭

となる。襲・小斂・大斂は共に死者に衣裳を幾重にも着せることである。この内、襲は死の当日、小斂は言わば、第一次葬としての殯の前日ということに意味があるのではないか。大斂は殯直前に行われるものである。祖は第二次葬前日の「日、傾く時」に行われる送りの儀礼である。つまり、第一次も第二次も葬の前日に儀礼が行われている訳で、要は第一次、第二次の「葬」を中心になされるものなのである。その他のものは葬後の諸儀礼である。結局、池田博士のいわれるよう、第一次葬II殯II屋内葬、第二次葬II屋外葬を中心になっていることが知られる。

是に於いて、『禅苑清規』尊宿遷化を第一次葬、第二次葬という観点から眺めてみよう。『禅苑清規』の場合も、第三节で見たように入龕して堂西間に安置する形態（後の清規では鎖龕と称する）が殯と同じである。すなわち、堂の西側に棺II龕を置くという事、三日に行われる点において、殯と全く同じなのである。従つて、龕の法堂安置は第一次葬の形式

を禪林にもつて来たものと考えられる。そして、ある期間を経て、焚火（火葬）又は、全身入塔（土葬）が営まれる。これは第二次葬（屋外葬）の形式の禪林化と見なし得よう。

この様に、『禪苑清規』においては、古来の複葬の形態を保存するものである。この事は『校定清規』『備用清規』『敕脩百丈清規』にも受け継がれ、禪林葬法の基本的形態となつた。従つて、若し、これを崩した場合は中国禪林葬法の本来を忘却したといえよう。

禪林葬法の本来ということについて、更に少しく考察してみたい。この禪林に於ける「複葬」は『禪苑清規』以後、多少の改変は見られるものの、少なくとも『敕脩百丈清規』まで受け継がれたということはその重要性が認識されていたと考えられる。すでに明末叢林の諸儀礼を伝える『黃檗清規』、清朝『百丈清規証義記』ではこれが崩れている。禪林葬法の基本的形態であり続けたのには、時の國家との関係も考慮に入れなければならない。牧田諦亮博士は、趙宋初期について、「独裁君主にとつても、……その仏教信仰は必ずしも根源的なものでないとすれば、教団の立場は絶対服従。王本為本であり、官僚儒教に対しても協調的、妥協的であることは理のおもむくところである」と言われる（『中国仏教史研

究第二』一三六頁）。こうした傾向は『禪苑清規』（一一〇三年自序）の時代においても同様であつたし、その後においても基本的には変わらなかつたと思われる。小論『禪苑清規』尊宿遷化の研究（一）すでに触れたが、『釈氏要覽』引用するところの『五杉集』こそ、『禪苑清規』喪葬儀礼の先駆である。『釈氏要覽』の編者、道誠は初めに「頗る礼式に合ふ」として、『五杉集』の内容を紹介する。末尾に、これによつて、「礼を知る者が嗤ふのを免れ」、「世人の善心を生む」という。道誠は「礼」ということを特に強調していることに気付く。この場合の「礼」とは伝統的な儒教の喪葬儀礼、具体的には『儀礼』『開元礼』などの礼を指すと考えられる。では、どの事が「礼」に合つてゐるのか見てみると、第一に、堂の西間に置龕すること、第二に孝子が受弔することである。第二は孝を重んずる儒礼から見れば、当然なすべきことである。第一の堂西間の置龕は、『禪苑清規』同様、次にある期間を隔てて埋葬がなされるのであるから、複葬の中の第一次葬を指す。複葬は池田末利博士のいわれるように、『儀礼』の死者儀礼の中心であった。いかなる場合も第二次葬はなされるのであるから、第一の置龕は第一次葬を仏教の喪葬儀礼にもつて来たという意味において、重要な意味をも

つて来たと見ることができるのである。君主独裁制の確立した宋代、儒教に基づく国家権力、及び儒教の教養に裏打ちされた士大夫階級の仏教に対する攻撃といった社会状況を考えた時、仏教側としてはその喪葬儀礼の中に儒教の礼を組み入れることが急務であつたのであらう。その要請に答えたのが

『五杉集』であり、その考え方を踏襲して禅門で最初に喪葬儀礼を明文化したが『禅苑清規』であつたといふことがいえるのではなかろうか。

## 結論

影響を受けたもの、第三に『儀礼』『開元礼』に見られる喪葬儀礼を全く踏襲しなかつたもの、第四に『禅苑清規』或いは禅宗独特のものの順に述べる。

### 印度佛教からの継承

1 始死の時の香花供養。香については中国にもあり、印度佛教の影響と断定は出来ないが、香・花と共に供養する点で、印度佛教の影響と見なし得る。

2 法堂に龕を置くとき、白花を備える。これは仏滅時の沙羅双樹に由来すると思われる。

3 葬列の花  
4 葬列の幡

5 葬法は火葬と土葬とを示すが、火葬は印度佛教の影響といつてよい。

以上の論考から、『禅苑清規』の尊宿喪葬について、小論「『禅苑清規』尊宿遷化の研究（一）」で扱つた面も含め、全般に渡つて大略、次のように結論づけることができる。

一言でいうならば、出家が葬儀を営む事を戒め、仏道に精進するようとの釈尊の遺訓、律における不殺生戒（犠牲を用いず香・花、粥飯を供養する）と中国伝統の喪葬儀礼とを博約折衷したものが『禅苑清規』の喪葬儀礼である。

次にこの事を具体的にまとめておきたい。第一に、印度佛教から継承した事、第二に『儀礼』『開元礼』の喪葬儀礼の

『儀礼』『開元礼』に見られる喪葬儀礼を踏襲或いは改変したもの

『禅苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

1 喪主は『儀礼』『開元礼』に見られる祝に当る。

- 2 喪葬儀礼を行うのであるから、当然あるべき事であるが、各方面への連絡は『儀礼』『開元礼』にある。
- 3 入龕して法堂西間に安置するのは『儀礼』『開元礼』の殯に当る。「三日後入龕」は殯の時期と一致する。
- 4 法堂掛真の真は『儀礼』『開元礼』の重に相当する。
- 5 葬列で「孝子并行者、罔繞龕後」とあって、孝子は龕を囲むように後を行くが、これは『儀礼』『開元礼』と同じである。
- 6 入塔の場合の下龕→撒土は『儀礼』『開元礼』に源流を求めることが出来る。
- 7 葬儀を終えて帰院後、寝堂において掛真仏事を行う。これは『儀礼』『開元礼』の初虞に由来する。
- 8 寝堂掛真に於ける真は『開元礼』の虞主に相当する。
- 9 寝堂に掛真して以降、知事・頭首・孝子等は朝晩、真前に焼香し、斎粥を二時（朝晩）に供養する。『儀礼』『開元礼』で殯後より葬前に至るまで朝夕殯宮（＝適寢）で哭・奠するが、『禪苑清規』では葬後、朝夕真前に焼香、斎粥二時供養するようになる。
- 10 寝堂における掛真仏事を終え、新住持が入院するのを待つか、それまでに期間があれば、住持入院前に真堂に真を遷す。初虞に相当する寝堂掛真の後という面からは、『儀礼』の祔祭、服喪に相当する孝養供養終結という面からは『開元礼』の祔祭の影響を受けているものと思われる。
- 11 入龕仏事・挙龕仏事・下火仏事・下龕仏事・掛真仏事の時、必ず法語を述べる。これは『儀礼』『開元礼』における祝の辞に由来するのではなかろうか。
- 12 『儀礼』では始め哀子、祔祭になつて孝子という。『開元礼』では始め孤子、途中で哀子、祔祭で孝曾孫という。『禪苑清規』では孝子で一貫し、伝統的な孝養を禪門喪葬は踏襲した。
- 1 『儀礼』『開元礼』に見られる喪葬儀礼を全く踏襲しなかつたもの
- 2 楔歯・綴足・帷堂・襲・小斂・大斂などは行なわない。
- 3 『儀礼』『開元礼』の奠は、脯・醯・醴・酒といったものであるが、これらは不殺生戒に抵触するものであり、供えない。代わって香花斎粥の供養を行うのである。

## 『禪苑清規』或いは禪宗独特のもの

- 1 方丈に遺誠の偈頌を貼る。
- 2 葬列に無常偈を書した幡を運ぶ。
- 3 下火仏事或いは下龕仏事の後、十念を行う。
- 4 葬儀後、念佛錢を散ける。

以上見てきたが、全般の事を言えば、喪葬儀礼の流れは『儀礼』『開元礼』に沿っている。ただ、『儀礼』『開元礼』が殯と葬儀との間隔が數十日であるのに対し、入龕と葬儀との間隔を明確に示さない。『禪苑清規』が真堂遷坐を以て喪葬に係わる事を終えるのに対して、『儀礼』『開元礼』の場合の、子が亡父になす服喪が三年であるのに比べれば短い。燈史類は遷化の後、舍利なり塔なりのことをいうのみで、期間のことをいわない。これは逆に入龕の後、一日ないし二日程度葬儀があつたのではないか。はるか後代であるが、隱元隆琦（一五九二—一六七三）の場合、大祥忌の時龕を入塔したこともあるが、これなどは例外中の例外であろう。敢えて言えば、五服のうち、最も短い三月にも及ばないのが一般

的ではなかろうか。この期間短縮は修行こそ、孝養そのものであるという考えがあるのであろうし、叢林の性格上、長期に渡る喪葬儀礼は行えないという事情もある。さらに、過度に喪葬に係わる事は余りにも釈尊の遺訓に背くことになる。

また、復・楔歛・綴足・襲・小斂・大斂などを行わないといふのも注目に値する。これら諸儀礼には様々な見解が存するので、今、早急に結論を出すことはできない。呪術的な側面を考えた場合、例えば、死靈を恐れるといったような事であるが、こういった面を禪門は払拭しているといい得る。生死を超えていくのが禪門であり、また、遷化は般涅槃（完全な悟り）である。しかし、重・虞主など故人の神の馮依（よりしろ）の延長線としての真を拝することはなした。

喪葬の折々に釈尊の葬儀を彷彿とさせるように、沙羅華を供え、香花を供養し、幡に無常偈を書す。従つて、儀礼は中國式であるが、精神的には釈氏としての自覚を強固に持つていたといってよからう。一方、十念、念佛錢など阿弥陀信仰を覗かせる面もあることも見逃せない。これは以後の中国清規の先駆をなすものである。いわば禪淨双修を清規面において形成したのである。

『禅苑清規』尊宿遷化の研究（二）（成河）

第五節で述べたように、宋代以降、禅門だけが国家から孤高でいることはできず、禅門で最初に分化された喪葬儀礼である『禅苑清規』尊宿遷化に、儒教喪儀礼の中心、複葬と孝養とを組み入れたことは、後の清規にも継承され、禅宗の喪葬儀礼の基本をなすに至った。

（付記）本論文の前篇に当たる筆者の論文「『禅苑清規』尊宿遷化の研究（一）——葬前」（花園大学『禅学研究』第六十八号所収）の第二節の、『儀礼』の喪葬儀礼の項目名を並べる個所で、三、

葬日 四、葬後 を脱落しておりました。